

第3章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリーの取り組み

1 綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリーの現状と課題

(1) 綾瀬・北綾瀬周辺地区の主な事業と面的なバリアフリー化

綾瀬・北綾瀬周辺地区は、区の東部に位置する地域で、葛飾区と隣接しています。地区の北側に北綾瀬駅、中央に都立東綾瀬公園、南側に綾瀬駅が立地しており、地区的西側には南北方向に綾瀬川と首都高速道路が走っています。

綾瀬・北綾瀬周辺地区では、綾瀬駅及び北綾瀬駅前や周辺の環境整備などのまちづくりが行われており、新規施設の建設時にはユニバーサルデザインに配慮した施設となるような取り組みが実施されています。

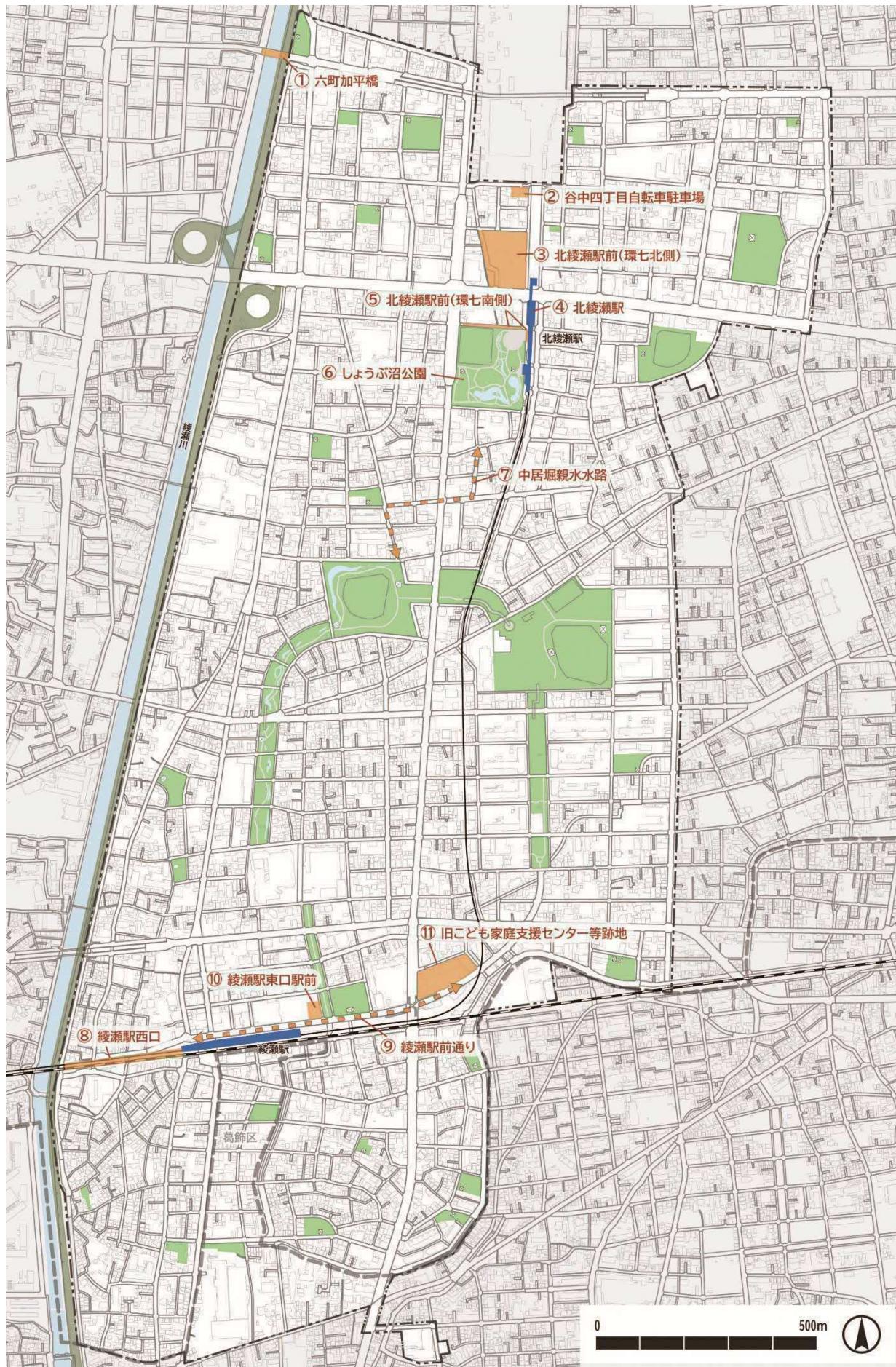
それらに合わせて、本計画によって既存施設や道路等のバリアフリー化の事業を計画し、順次実施することで、地区全体の面的なバリアフリー化を進めます。

綾瀬・北綾瀬周辺地区の主な事業

事業実施箇所	各種計画に記載の整備方針	スケジュール
① 六町加平橋	開通工事	完了済
② 谷中四丁目自転車駐車場	新規開設	完了済
③ 北綾瀬駅前（環七北側）	交通広場の整備、駅前開発	令和7年度完了予定
④ 北綾瀬駅	ホーム延伸、出入口新設（しようぶ沼公園側、環七北側）、駅ビルの新設	完了済
⑤ 北綾瀬駅前（環七南側）	タクシー乗降場整備、道路拡幅	完了済
⑥ しょうぶ沼公園	トイレ改築、園路・広場整備、北側道路改良	完了済
⑦ 中居堀親水水路歩道	バリアフリー化	令和8年度完了予定
⑧ 綾瀬駅西口	高架下空間の活性化 「高架下No Border LAB（あやセンター ぐるぐる）」	令和5年度開業
⑨ 綾瀬駅前通り	歩道拡幅、通り抜け通路整備	令和8年度完了予定
⑩ 綾瀬駅東口駅前	東綾瀬公園との一体的な交通広場の整備 「つながるマルシェ」	令和6年度完了予定
⑪ 旧こども家庭支援センター等跡地	民間活用、既存公共施設の再配置	令和10年度以降 開設予定

※ 事業実施箇所については、27ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。
なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

綾瀬・北綾瀬周辺地区の主な事業



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）（MMT利許第05-121号）

(2) 綾瀬・北綾瀬周辺地区的バリアフリー化の現状と課題

綾瀬・北綾瀬周辺地区的バリアフリー化の課題を整理するため、地区内の公共交通や道路、公園等を対象に、まちづくり推進委員、障がい者団体、地元住民等で構成された区民部会において、まち歩き点検（詳細は72ページの資料4を参照）を行いました。

まち歩き点検での指摘や要望等を踏まえ、各施設のバリアフリーの現状や課題を整理した結果を以下に示します。

綾瀬・北綾瀬周辺地区的バリアフリー化の現状と課題

対象施設		バリアフリー化の現状と課題
種別	内容	
公共交通	鉄道駅	綾瀬駅及び北綾瀬駅には、エレベーター、バリアフリートイレ、視覚障がい者誘導用シートやブロック、ホームドアが設置されている。
	バス停	歩行に十分な歩道幅員が確保できないなど、法令等により設置不可能な場所を含め、多くのバス停で上屋やベンチが設置されていない。
		主要な道路や施設からバス停までの視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。
道路等	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道が連続していない箇所がある。
		歩道や交差点で車止めが適切な位置に設置されておらず、歩行者がぶつかる危険性のある箇所がある。
	歩道の平坦性	歩道が傾斜しておりベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。
		歩道と車道の境目に段差が大きい箇所がある。
		横断歩道に接する歩道と車道の段差が微小であり、視覚障がい者が歩道と車道の境目がわからない箇所がある。
		建物入口等の切り下げにより、歩道が波打っている箇所がある。
	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所や、マンホール等で一部欠けている箇所がある。
	電柱	歩道上や路側帯の白線の内側に電柱があり、通行部分が狭くなっている箇所がある。
	横断歩道	公園と公園の間など、歩行者の利用が多い交差点には横断歩道が設置されていると安心。
信号機等		交差点で、信号や視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。
	路面標示	路面の標示がかすれたり、破損している箇所がある。

対象施設		バリアフリー化の現状と課題
種別	内容	
公園	出入口や園路	出入口に段差や急な坂、凹凸、車止め等により簡単に入れない箇所がある。
		園路などに段差や凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等で移動しづらい箇所がある。
	トイレ	バリアフリートイレがない公園がある。
		トイレの入り口に段差や急なスロープがある公園がある。
		男性用トイレに扉や目隠しがない公園がある。
		バリアフリートイレは、開けやすい扉、便座の背もたれの設置、洗浄ボタンの押しやすい位置への配置等の工夫があるとよい。
		バリアフリートイレがある場合は、大型ベッドなどの機能の追加を検討してはどうか。
		トイレの表示がわかりにくかったり、「だれでも」の表示が残っているトイレがある。
		トイレの入り口が死角になっていたり、女性用トイレがないなど、防犯上の配慮が必要な箇所がある。
	設備	水飲み場の蛇口が車いすで使用しやすい高さになっていない公園がある。
		ベンチなど休憩できる設備が少ない公園がある。
		公園の案内板が古くなっている公園がある。
その他	歩道	歩道上に雑草や植木、ゴミの収集場所、店舗の看板等がはみ出し、通行しにくい箇所がある。
	自転車	路上に放置された自転車や、車道を逆走する自転車がいる。

2 綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

綾瀬・北綾瀬周辺地区の面的なバリアフリー化に向け、第3章の1で整理したバリアフリー化の現状と課題に基づき、バリアフリー法等の法令・基準を踏まえて、以下の3点をバリアフリー化の基本的な方針として設定し、計画を策定していきます。

なお、このバリアフリー化の基本的な方針は、6ページで示した綾瀬・北綾瀬周辺地区における生活関連施設、生活関連経路を管理する事業者（例えば、足立区、東京都などの地方公共団体など）を対象としています。

綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

基本方針1

綾瀬駅及び北綾瀬駅を中心とした徒歩圏において、不特定多数の人が利用する施設とそれらの施設間を結ぶ道路を対象とした面的なバリアフリー化を推進する。

基本方針2

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が綾瀬駅及び北綾瀬駅等の公共交通から周辺施設に円滑に移動できるように、バリアフリー化された歩行空間ネットワークを形成する。なお、区外の公共施設についても、隣接する自治体（葛飾区）と協力しながらネットワークを形成する。

基本方針3

施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、施設を利用する方々の円滑な移動やコミュニケーションを手助けするための知識や技術を、施設の管理者や職員が身につけるために必要な研修など、施設管理者の接遇や介助水準向上を目指したソフト面の対応策も推進する。

3 生活関連施設・生活関連経路・区域の設定

（1）生活関連施設の設定

第1章2（2）アの通り、綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリー化する対象の施設である生活関連施設を下表のとおり設定します。

綾瀬・北綾瀬周辺地区の生活関連施設の一覧（公園・建築物）

○：足立区の施設

生活関連施設		綾瀬・北綾瀬周辺地区内の 対象となる施設
種別	種類	
公園	都市公園	<input type="radio"/> 川端第一公園 <input type="radio"/> 上の公園 <input type="radio"/> 加平第一公園 <input type="radio"/> 沖谷公園 <input type="radio"/> 大谷田記念公園 <input type="radio"/> 大谷田公園 <input type="radio"/> 加平第二公園 <input type="radio"/> 稲荷公園 <input type="radio"/> 川端第二公園 <input type="radio"/> 谷中公園 <input type="radio"/> しょうぶ沼公園 <input type="radio"/> 下の公園 <input type="radio"/> 綾瀬七丁目丘公園 東綾瀬公園（都立公園） <input type="radio"/> 八か村落しファミリー公園 <input type="radio"/> 蝙沼公園 <input type="radio"/> 五兵衛公園 <input type="radio"/> 下河原公園 <input type="radio"/> 河添公園 <input type="radio"/> 北野公園 <input type="radio"/> 綾瀬一丁目児童遊園 <input type="radio"/> 普賢寺公園 <input type="radio"/> 綾瀬二丁目ふれあい公園 <input type="radio"/> 綾南公園 <input type="radio"/> 伊藤谷公園 袋橋公園（葛飾区立公園） 白鷺公園（葛飾区立公園）

※ 施設については、27ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。

なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

生活関連施設		綾瀬・北綾瀬周辺地区内の 対象となる施設
種別	種類	
建築物	公共施設	○ 大谷田谷中住区センター
		綾瀬警察署
		○ 加平住区センター
		○ 東綾瀬区民事務所
		○ 東綾瀬住区センター
		○ 足立福祉事務所東部福祉課
		○ 綾瀬住区センター
		○ 旧こども家庭支援センター等跡地
		○ 勤労福祉社会館
		足立年金事務所
建築物	文化・スポーツ施設	東京法務局城北出張所
		○ 東綾瀬公園温水プール
	保健・福祉施設	東京武道館
建築物	保健・福祉施設	綾瀬ひまわり園
		綾瀬あかしあ園
		綾瀬なないろ園
	医療機関等	あやせ循環器リハビリ病院
		綾瀬循環器病院
		下井病院
	商業施設	ベルクス足立加平店
		(仮称) 三井ショッピングパークららテラス北綾瀬
		西友北綾瀬店
		ベルクス足立綾瀬店
		AIN薬局綾瀬店
		イトーヨーカドー綾瀬店
		東急ストア綾瀬店
		ライフ薬局綾瀬店

※ 施設については、27ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。
 なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

綾瀬・北綾瀬周辺地区の生活関連施設の一覧（建築物）

○：区の施設

生活関連施設		綾瀬・北綾瀬周辺地区内の対象となる施設	
種別	種類		
建築物	金融機関等	東京東信用金庫綾瀬支店	
	教育施設等	○ 谷中中学校	
		○ 東加平小学校	
		東京都立城東職業能力開発センター	
		○ 東綾瀬保育園	
		○ あやせ保育園	
		○ 東綾瀬小学校	
		○ 東綾瀬中学校	
		○ 綾瀬小学校	
		東京都立葛飾ろう学校	
		東京未来大学福祉保育専門学校	
		東京都立葛飾盲学校	

※ 施設については、27ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。

なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

（2）生活関連経路の設定

第1章2（2）イで示した通り、以下のような区道や都道の道路等を綾瀬・北綾瀬周辺地区における生活関連経路に設定します。

- ・ 生活関連施設同士を結ぶ経路
- ・ 生活関連施設と最寄りの駅またはバス停とを結ぶ経路
- ・ できる限り歩道のある経路

「主要経路」及び「ネットワーク経路」に分類して設定します。

主要経路

バリアフリー化の優先度が高く、歩道や準歩道等により歩行空間を連続的に確保できる経路、又は確保を検討している経路

ネットワーク経路*

バリアフリー化の優先度としては低い、又は歩道や準歩道等はないが、大きな迂回が生じないよう、移動のしやすさ、災害時の人員・物資輸送などの観点から経路のネットワーク性を高めるために必要な経路

主要経路及びネットワーク経路のイメージ



*経路のネットワーク性を高めることにより、目的地までより近い経路を選択して移動することができたり、災害等で通行できなくなった場合、別の経路を選択して移動したりすることができます。

綾瀬・北綾瀬周辺地区の生活関連経路は、次ページの表のとおりです。

綾瀬・北綾瀬周辺地区の生活関連経路の一覧

○：一部ネットワーク経路が含まれる路線

生活関連施設		生活関連経路となる道路	
種別	管理区分		
道路	東京都	都道308号	○
		都道314号（川の手通り）	○
		都道318号（環七通り）	○
		都道467号（江北橋通り）	○
	足立区	足立25号（綾瀬川通り）	○
		足立26号	○
		足立39号（環七南通り）	○
		足立40号	○
		大谷田149号	○
		大谷田153号	
		大谷田188号	○
		大谷田189号	○
		大谷田193号	○
		大谷田195号	○
		大谷田210号	○
		大谷田214号	○
		大谷田260号	○
		大谷田294号	
		大谷田352号	○
		大谷田353号	
		大谷田354号	
		大谷田355号	○
		大谷田358号	○
		大谷田360号	○
		大谷田366号	
		大谷田368号	○
		大谷田371号	○
		大谷田377号	
		綾瀬102号	
		綾瀬126号	○
		綾瀬135号	○
		綾瀬167号	○
		綾瀬186号	○

※ 都道、区道及び道路番号の順で記載

生活関連施設		生活関連経路となる道路	
種別	管理区分		
道路	足立区	綾瀬409号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬425号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬451号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬106号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬108号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬111号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬112号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬123号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬127号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬130号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬132号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬167号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬170号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬180号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬182号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬184号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬185号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬246号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬248号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬249号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬296号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬298号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬300号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬305号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬312号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬313号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬318号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬329号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬331号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬344号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬353号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬355号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬356号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬365号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬368号	<input type="checkbox"/>
		綾瀬372号	<input type="checkbox"/>

※ 都道、区道及び道路番号の順で記載

生活関連施設		生活関連経路となる道路	
種別	管理区分		
道路	足立区	綾瀬379号	<input type="radio"/>
		綾瀬392号	<input type="radio"/>
		綾瀬393号	<input type="radio"/>
		綾瀬394号	
		綾瀬411号	
		綾瀬416号	
		綾瀬417号	
		綾瀬435号	
		綾瀬438号	
		綾瀬442号	<input type="radio"/>
	葛飾区	綾瀬449号	<input type="radio"/>
		綾瀬462号	<input type="radio"/>
道路	葛飾区	区道48号	<input type="radio"/>
		区道62号	<input type="radio"/>
		葛75号	
		葛305号	<input type="radio"/>
		葛525号	
		葛533号	<input type="radio"/>
	その他※	足立25号（一部）	<input type="radio"/>
		綾瀬323号・葛887号	
		綾瀬481号・葛925号・葛926号	
		綾瀬493号・葛1069号	

※ 行政境界にあるため、足立区、葛飾区の両区による協定に基づき、管理箇所を定めている。

生活関連経路の総延長：約35, 271m

（うち主要経路：約19, 736m、ネットワーク経路：約15, 535m）

（3）重点整備地区的区域の設定

第1章2（2）ウに示した内容に従って、以下の条件をもとに、綾瀬・北綾瀬周辺地区における重点整備地区（地区別計画策定）の区域として定めます。

綾瀬・北綾瀬周辺地区における重点整備地区の区域の条件

- ・ 綾瀬駅及び北綾瀬駅を中心としたそれぞれ半径500～1,000mの徒歩圏内の区域とする
- ・ 河川や幹線道路、町（丁）の境界等の区画を考慮する
- ・ 区の境界や町（丁）の境界に関係なく、地区内の生活に関連した生活関連施設及び生活関連経路を含めた範囲とする

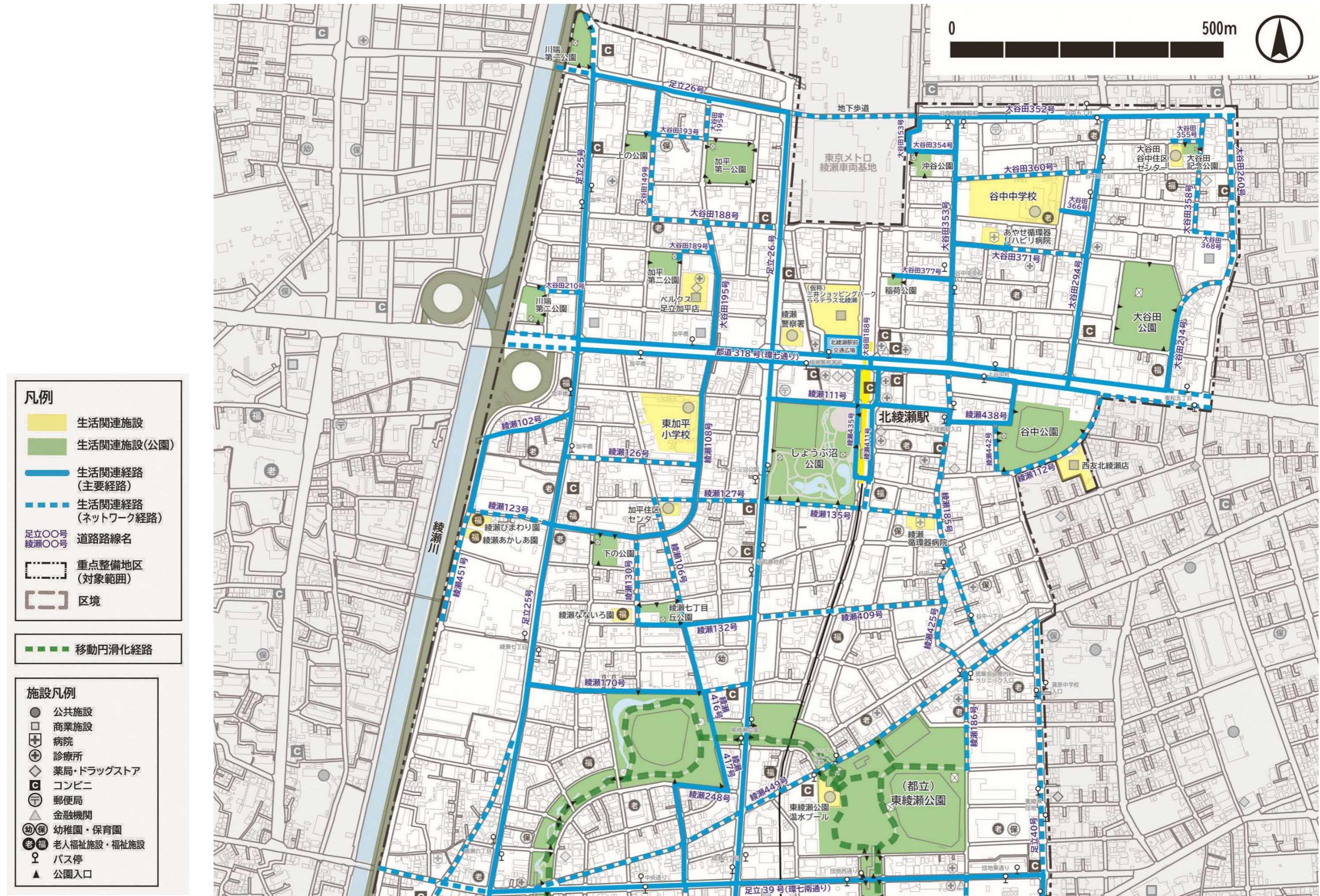
本計画の重点整備地区（面積：約321ha）は、27ページ（―――線部）の範囲とします。

重点整備地区の区域と生活関連施設・経路

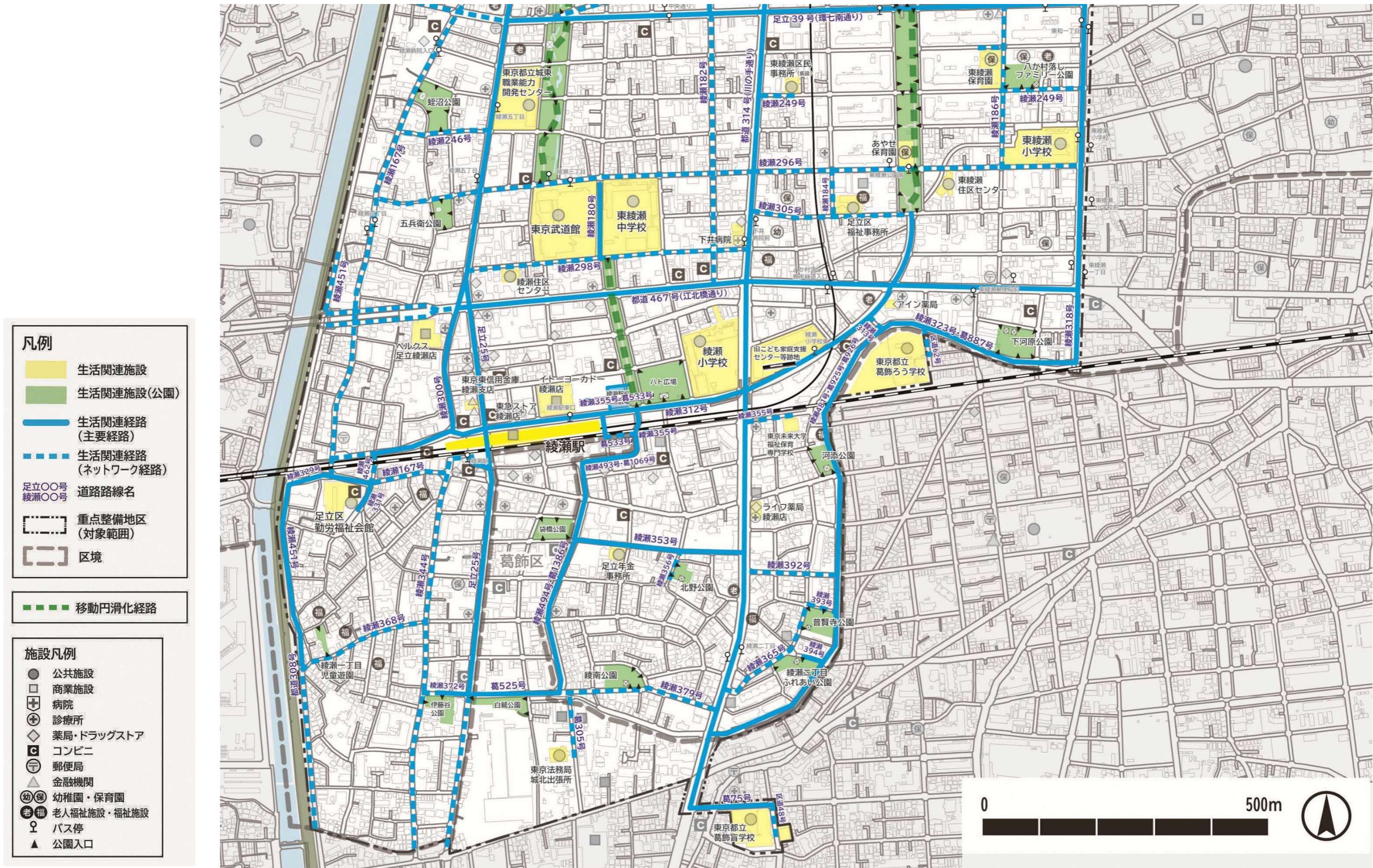


この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）（MMT利許第05-121号）

重点整備地区の区域と生活関連施設・経路（北綾瀬周辺）



重点整備地区の区域と生活関連施設・経路（綾瀬周辺）



（4）生活関連施設・経路等における特定事業の方向性及び目標時期の設定

第1章2（3）に沿って、第3章1で整理した地区内のバリアフリー化の現状と課題を前提に、足立区域内の生活関連施設・経路等のバリアフリー化を実施する特定事業等の各事業主体に対し、それぞれの方向性及び目標時期を、以下のとおり示します。

ア 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた方向性の提示

バリアフリー化に向けて、周辺環境の状況や物理的及び予算等による制約等に鑑み、実施することが可能な範囲や方向性を各施設ごとに定めます。

イ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の目標時期の設定

本計画における事業完了の目標時期は、本計画で定義している「短期」「長期」を基本とします。

その一方で、現時点では、バリアフリー化を実施するために必要な用地などがない等の理由によりバリアフリー化が困難な施設や、バリアフリー化の実施時期が未確定な施設、また本計画策定前に、既にバリアフリー化されている施設などもあります。

これらの状況を踏まえ、本計画の目標時期について以下のように定めます。

短期 短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業

長期 短期では事業完了できないが、長期的な取組みにより事業完了を目指す事業

優先度を考慮して順次

- (1) バリアフリー化に向けて具体的な計画を策定していない施設
- (2) バリアフリー化が施設の一部にとどまっている施設
- (3) 現行法令でのバリアフリー化は完了しているが、法令改正により更なるバリアフリー化を実施する必要がある施設

（5）ハード面※のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等、誰もが安全かつ円滑に利用できる生活関連施設及び経路とするため、各施設の現状や課題を確認し、バリアフリー化を実施する特定事業の設定を行います。

※ハード面：施設や設備、道路といった形ある要素を指す。

ア 公共交通特定事業（鉄道）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
綾瀬駅 北綾瀬駅	東京地下 鉄	バリアフリートイレ、エレベーター、視覚障がい者誘導用シートやブロック、ホームドアが設置されており、駅出入口からホームまでバリアフリー化された経路が整備されている。	駅において、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に移動できるよう、法令等に基づき維持更新を行います。	○	○

イ 公共交通特定事業（バス）

足立区総合交通計画において、バス停やバスの車両に関する利用環境の向上について計画が示されている点を考慮した上で、今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
バス停	バス事業者	多くのバス停で上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に乗降できるバス停を整備します。	優先度を考慮して 順次	
			設置するための空間が確保できるバス停には利用状況に合わせ、上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
バス		足立区総合交通計画において、バス停や車両の利用環境の向上について計画が示されている。	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等、誰もが円滑に乗降できるノンステップバスを順次導入します。	優先度を考慮して 順次	

ウ 道路特定事業（43ページに箇所図）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

※ 都道、区道及び道路番号の順で記載

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
		短期	長期		短期	長期
都道318号 (環七通り)	東京都	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所 がある。	路面の平坦性、適切な 段差や勾配を確保し ます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
都道314号 (川の手通り)	東京都	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所 がある。	路面の平坦性、適切な 段差や勾配を確保し ます。	優先度を考慮して 順次	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
都道467号 (江北橋通り)	東京都	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所 がある。	路面の平坦性、適切な 段差や勾配を確保し ます。	優先度を考慮して 順次	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが連続して いない箇所や、劣化等によ りわかりにくくなってい る箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
都道308号	東京都	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。	優先度を考慮して 順次	

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
		短期	長期			
足立 25 号 (綾瀬川通り)	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		○
足立 26 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次	○ ○
足立 39 号 (環七南通り)	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		○
足立 40 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		○
大谷田 149 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次	○ ○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
大谷田 153 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次	○ ○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
大谷田 195 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		○
大谷田 214号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次	○ ○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
		短期	長期			
大谷田 352号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が横方向に傾斜して おり、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所 がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次	<input type="radio"/> ○
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続して いない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所 がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置しま す。		
大谷田 353号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。		<input type="radio"/> ○
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		電柱	歩道や路側帯に電柱があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	歩道幅員が狭小な箇所や路側帯について、他企業と協議し、電柱移設等に向けて検討します。		
大谷田 354号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次	<input type="radio"/> ○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置しま す。		

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
		短期	長期			
大谷田 366号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
		歩道の 平坦性	歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
大谷田 377号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
綾瀬 102号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次	○
綾瀬 106号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		○
綾瀬 108号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	○	
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		電柱	歩道や路側帯に電柱があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	歩道幅員が狭小な箇所や路側帯について、他企業と協議し、電柱移設等に向けて検討します。		

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
		短期	長期			
綾瀬 111 号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	○	○
		歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。		
		電柱	歩道や路側帯に電柱があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	歩道幅員が狭小な箇所や路側帯について、他企業と協議し、電柱移設等に向けて検討します。		
綾瀬 127 号	足立区	歩道の平坦性	歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	○	○
		歩道の平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
綾瀬 132 号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	○	○
綾瀬 167 号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	○	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
綾瀬 170 号	足立区	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	○	○

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
		短期	長期			
綾瀬 180 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して順次	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
綾瀬 182 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して順次	
綾瀬 185 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		歩道の 平坦性	歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	○	
綾瀬 248 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	○	
綾瀬 300 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して順次	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
綾瀬 305 号	足立区	電柱	歩道や路側帯に電柱があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	歩道幅員が狭小な箇所や路側帯について、他企業と協議し、電柱移設等に向けて検討します。	○	

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
		短期	長期			
綾瀬 312 号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		歩道の 平坦性	歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
綾瀬 318 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次	○ ○
綾瀬 323 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
綾瀬 329 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次	○ ○
綾瀬 331 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次	○ ○

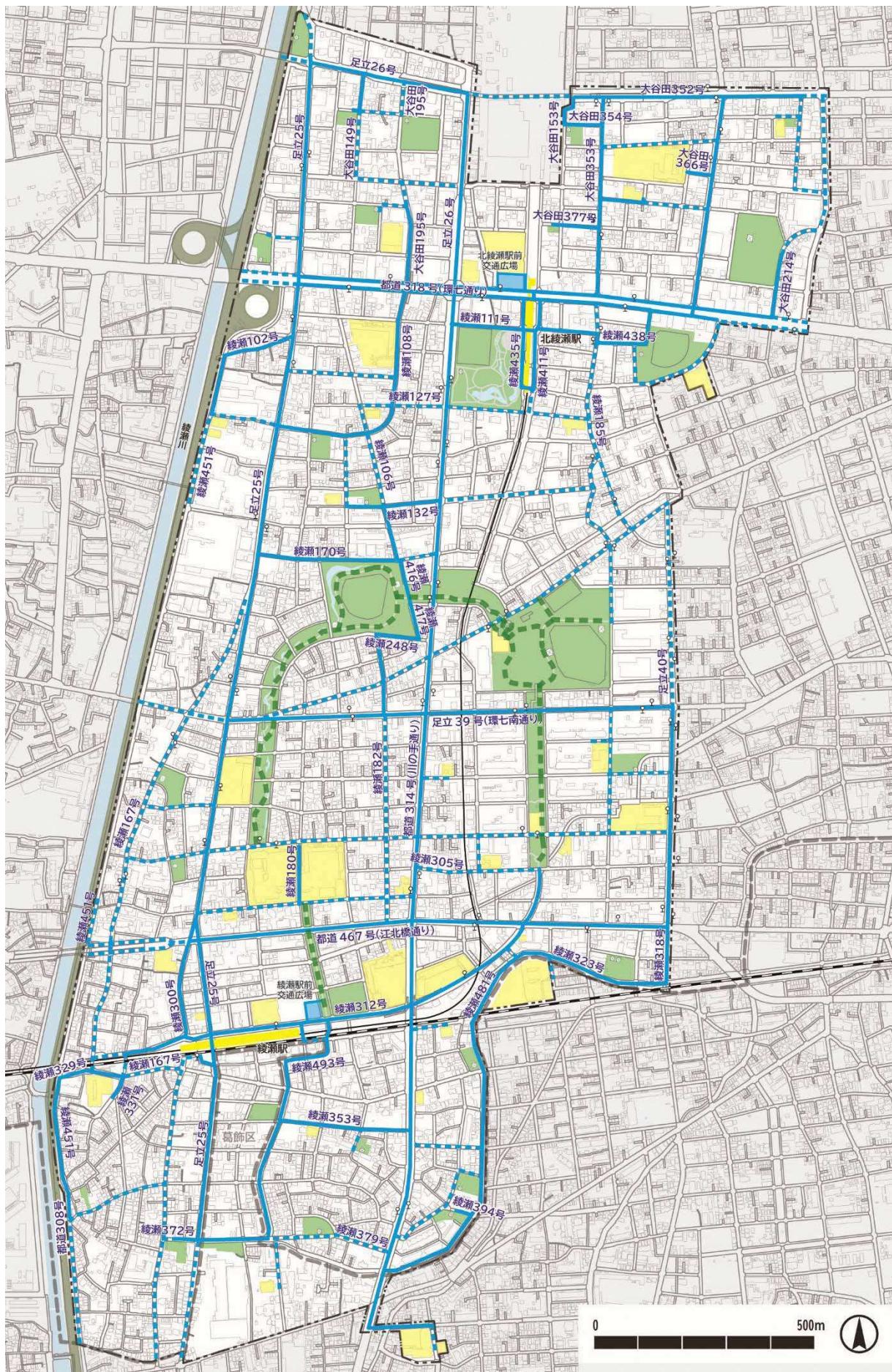
整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期		
		歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。		短期	長期	
綾瀬 353 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が横方向に傾斜し ており、ベビーカーや車 椅子等が通行しにくい 箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状 等を考慮して、円滑に移 動できる歩行者空間を 整備します。	○		
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇 所がある。	路面の平坦性、適切な段 差や勾配を確保します。			
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇 所がある。	路面の平坦性、適切な段 差や勾配を確保します。			
綾瀬 372 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブ ロック・シートを設置しま す。	優先度を考慮して 順次		
綾瀬 379 号	足立区	電柱	歩道や路側帯に電柱が あるため、通行部分が狭 くなっている箇所があ る。	歩道幅員が狭小な箇所 や路側帯について、他企 業と協議し、電柱移設等 に向けて検討します。	○	○	
綾瀬 394 号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状 等を考慮して、円滑に移 動できる歩行者空間を 整備します。			
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが連続して いない箇所や、劣化や配 置等によりわかりにくく なっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブ ロック・シートを設置しま す。			
綾瀬 411 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが連続して いない箇所や、劣化や配 置等によりわかりにくく なっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブ ロック・シートを設置しま す。	優先度を考慮して 順次		
綾瀬 416 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブ ロック・シートを設置しま す。	優先度を考慮して 順次		

第3章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリーの取り組み（整備対象・道路）

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
		短期	長期			
綾瀬 417 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
綾瀬 435 号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が連続していない箇所があるが、隣接している民地(区立公園)と一緒に歩行空間が確保されている。	隣接している民地と一緒に 的なバリアフリー化により、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に移動できるよう、法令等に基づき維持更新を行う。	優先度を考慮して 順次	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
		歩道の 幅員等	隣接している民地(区立公園)と一緒に歩行空間が確保され、民地内に視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されている。			
綾瀬 438 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
綾瀬 451 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
綾瀬 481 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
綾瀬 493 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次	<input type="radio"/> <input type="radio"/>

道路特定事業箇所図

※下図のうち、路線番号の記載がある道路が特定事業に該当します。



工 交通安全特定事業

今後、特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備 地区内	東京都公安委員会	信号機 及び エスコート ゾーン	交差点等で、エスコート ゾーンや音響機能付信号 などが設置されていない 箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブ ロック等の設置状況や 周辺の交通状況等を勘 案し、必要に応じてエス コートゾーンの整備や 音響機能付信号機を設 置します。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/> <input type="radio"/>
		交通規制 標識 路面標示	反射材料等を用いた道路 標識（規制標識）や道路 標示を設置し、誰もが安 全に通行できる道路とす る必要がある。	高輝度な道路標識及び 道路標示の設置に関する 事業を実施します。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/> <input type="radio"/>

オ 公園特定事業（都市公園）（59ページに箇所図）

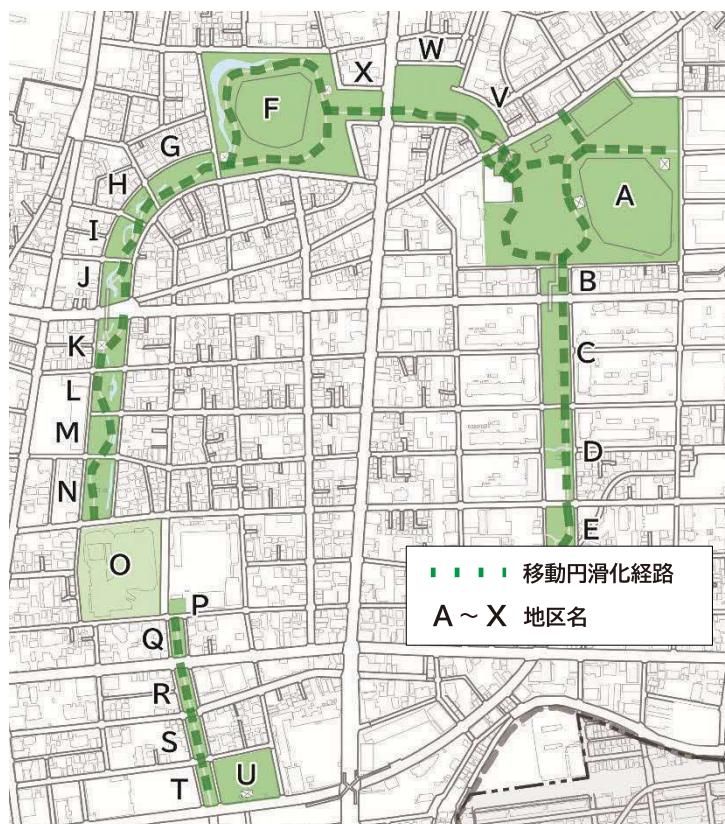
今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

※ 区立公園については、59ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。

なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
		短期	长期			
東綾瀬公園	東京都	移動等円滑化経路	段差、凹凸のある部分があり、車椅子やベビーカー等が通りにくい箇所がある。	条例等に基づき適正に改修します。	優先度を考慮して順次	
		水車トイレ(K地区)	車椅子使用者等がトイレを円滑に利用しにくい箇所がある。	条例等に基づき適正に改修します。	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	
	足立区	ハト広場トイレ(U地区)	バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようになるとよい。	トイレの建替えの際に、基準等を考慮し、改めて対応します。	<input type="radio"/>	

東綾瀬公園の地区名



整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
		短期	長期			
川端第一公園 大谷田記念公園	足立区	出入口や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に入り出しきれない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み場・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
上の公園	足立区	全体	現状の法令・基準に基づき整備されている。	基準などの変更時に改めて対応します。	○	○
加平第一公園	足立区	トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。	優先度を考慮して順次	○
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み場・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
沖谷公園	足立区	全体	現状の法令・基準に基づき整備されている。	基準などの変更時に改めて対応します。	○	○

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
大谷田公園	足立区	出入口や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に入りきれない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	○	
		出入口や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になつていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
加平第二公園	足立区	出入口や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に入りきれない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	○	○
		出入口や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、更新または廃止を検討します。更新する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるように整備します。	○	
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になつていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
		短期	長期			
稲荷公園	足立区	出入口や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に入り出しきれない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	
		出入口や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になつていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
川端第二公園	足立区	出入口や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に入り出しきれない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、更新または廃止を検討します。更新する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるように整備します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になつていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
		短期	長期			
谷中公園	足立区	出入口や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になつていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
しょうぶ沼公園	足立区	トイレ	バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。	トイレの建替えの際に、基準等を考慮し、改めて対応をします。		○
下の公園	足立区	出入口や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に入り出しきれない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になつていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
綾瀬七丁目丘公園	足立区	トイレ	バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。	トイレの建替えの際に、基準等を考慮し、改めて対応をします。		○

第3章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリーの取り組み（整備対象・公園）

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
八か村落し ファミリー 公園	足立区	出入口 や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に入りきれない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	○ 優先度を考慮して順次	
		出入口 や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。		
蛭沼公園	足立区	出入口 や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	○ 優先度を考慮して順次	
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になつていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
五兵衛公園	足立区	出入口や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に入りきれない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	
		出入口や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	○	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、更新または廃止を検討します。更新する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるように整備します。	○	
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になつていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
下河原公園	足立区	出入口や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	
		トイレ	バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。	トイレの建替えの際に、基準等を考慮し、改めて対応します。	○	
		案内サイン	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等にわかりやすい案内板があるとよい。	利用者にわかりやすい案内板を設置します。	優先度を考慮して順次	

第3章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリーの取り組み（整備対象・公園）

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
河添公園	足立区	トイレ	バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。	トイレの建替えの際に、基準等を考慮し、改めて対応します。	優先度を考慮して順次	<input type="radio"/>
		施設	ベンチ等の休憩できる設備があるとよい。	利用者に配慮したベンチを設置します。		
北野公園	足立区	トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、更新または廃止を検討します。更新する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるように整備します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		施設	ベンチ等の休憩できる設備が少ない	利用者に配慮したベンチを設置します。		
綾瀬一丁目児童遊園	足立区	出入口や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に入り出しきれない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
		出入口や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になつていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
普賢寺公園	足立区	トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。	優先度を考慮して順次	<input type="radio"/>
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になつていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
綾瀬二丁目ふれあい公園	足立区	出入口や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に入り出しきれない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して順次	<input type="radio"/>
		出入口や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、更新または廃止を検討します。更新する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるように整備します。		
	足立区	施設	ベンチ等の休憩できる設備が少ない	利用者に配慮したベンチを設置します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になつていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
綾南公園	足立区	全体	現状の法令・基準に基づき整備されている	基準などの変更時に改めて対応します。		<input type="radio"/>

第3章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリーの取り組み（整備対象・公園）

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
		短期	長期			
伊藤谷公園	足立区	トイレ	バリアフリーに対応した トイレがない。	トイレの適正配置を踏 まえ、高齢者、障がい 児・者、子ども、子育て 中の方、外国からの方 等が円滑に利用できる よう更新します。	優先度を考慮して 順次	○

力 建築物特定事業（59ページに箇所図）

地区内の公共施設は、それぞれの建築物において、東京都福祉のまちづくり条例や足立区公共施設等整備基準、足立区環境整備基準等の法令に沿って、ユニバーサルデザインに配慮して設計、建築を行っている施設が多数を占めています。この点を考慮した上で、今後、足立区環境整備基準や公共施設等整備基準等の基準等に基づき、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

※ 施設については、59ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。

なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
大谷田谷中 住区センター	足 立 区	設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
		道路等から主要な出入口、施設内の受付や案内所等まで、連続して視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。	道路等から主要な出入口、施設内の受付や案内所等まで、バリアフリー化された経路を確保するとともに、視覚障がい者誘導用ブロックの設置に向けて検討します。		
		バリアフリートイレの機能を充実させる必要がある。	機能分散を考慮し、バリアフリートイレ等に個別の機能の分散配置に向けて検討します。		
加平住区 センター	足 立 区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次	<input type="radio"/> <input type="radio"/>

第3章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリーの取り組み（整備対象・建築物）

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
東綾瀬区民 事務所	足立 区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	<input type="checkbox"/> 優先度を考慮して順次	<input type="checkbox"/>
足立福祉事務所 東部福祉課	足立 区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。 現在、足立区公共施設等総合管理計画などに基づき、施設の更新（移転）を検討中である。	施設の更新時期を見据えながら、現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できるよう維持更新に取り組みます。	<input type="checkbox"/>	
東綾瀬住区 センター	足立 区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。		
		施設内に段差があるなど、円滑に移動できない箇所がある。	施設内において、通路幅員の確保、エレベーターの整備、階段段鼻の視認性の改善など、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に水平・垂直移動できるように配慮します。	<input type="checkbox"/> 優先度を考慮して順次	<input type="checkbox"/>
		案内表示が目立たない、わかりにくいものがある。	だれに対しても、わかりやすい案内表示を設置します。		

第3章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリーの取り組み（整備対象・建築物）

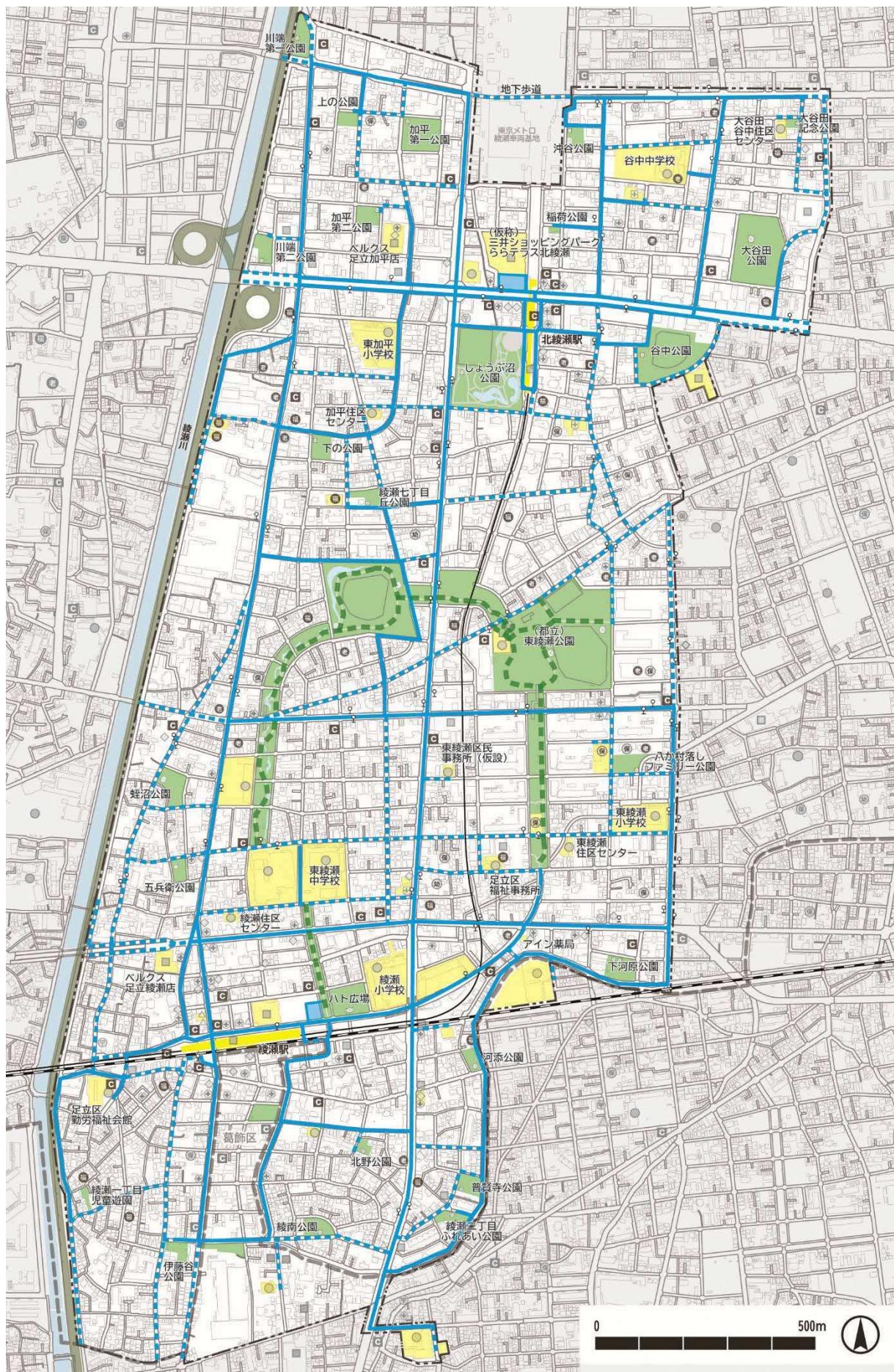
整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
綾瀬住区 センター	足立 区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	優先度を考慮して順次	
		道路等から主要な出入口、施設内の受付や案内所等まで、連続して視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。	道路等から主要な出入口、施設内の受付や案内所等まで、バリアフリー化された経路を確保するとともに、視覚障がい者誘導用ブロックの設置に向けて検討します。	○	○
足立区勤労 福祉会館	足立 区	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、所有施設が整備又は改修されている。	法令や基準等の今後の改正や、新たな要望等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設の維持更新を行います。		○
ベルクス 足立加平店	ホーラン デイル ングス ス	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	優先度を考慮して順次	
(仮称) 三井 ショッピング パーク らら テラス北綾瀬	三井不 動産	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設を建築中である。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	○	

第3章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリーの取り組み（整備対象・建築物）

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
ベルクス 足立綾瀬店	ホーサン デイルベ ンクグス	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	○	○
AIN薬局	AIN シーフ ズア ーマ	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	○	○
谷中中学校	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	○	○
東加平小学校	足立区	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設を改修中である。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	○	
東綾瀬小学校	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	○	○
東綾瀬中学校	足立区	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設を建築中である。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	○	
綾瀬小学校	足立区	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設が整備されている。	法令や基準等の今後の改正や、新たな要望等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設の維持更新を行います。	○	○

公園特定事業・建築物特定事業箇所図

※下図のうち、施設名の記載がある公園・建築物が特定事業に該当します。



(6) ソフト面での特定事業の設定

ア 教育啓発特定事業

バリアフリー化に関する教育啓発活動の現状を踏まえ、今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備 地区内	足立区 (※)	足立区バリアフリー推進計画において、移動の手助けやコミュニケーション方法に配慮した対応等ができるようにするための理解や協力を深める育成等について指針が示されている。	事業者及び施設管理者等に対して、高齢者・障がい者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行うための知識と技術の向上を図るため、職員・従業員等に対する教育の充実を図るよう働きかけます。	○	○
			住民に対して、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等への接し方や支援の方法を取得し、理解と協力を深めるよう働きかけます。	○	○
		足立区バリアフリー推進計画において、区民一人ひとりの配慮を必要とした「心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの機運の醸成」についての指針が示されている。	住民に対して、視覚障がい者誘導用シートやブロック、誰もが利用できるトイレ、障がい者等用の駐車スペースなど、必要としている人が利用できるようにルールを守り、マナーの向上に努めるよう働きかけます。	○	○

※足立区のほか、葛飾盲学校、葛飾ろう学校など各学校等の取組と連携し、事業を進めます。

整備対象施設	事業主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に向けた取り組み	目標時期	
		短期	長期			
重点整備地区内	足立区	歩道	歩道上に雑草や植木鉢などがはみ出し、通行しにくい箇所がある。	歩行空間の機能を十分に維持・保全するため、商品のはみ出し陳列や看板等の設置など、不法占用物に対する移動・撤去等の指導を行います。	優先度を考慮して順次	
		自転車	歩道に置かれた自転車や、歩道上を走る自転車のために歩行者が危ない場合がある。	第11次交通安全計画で計画した自転車利用者の交通ルールの順守や走行マナーの向上の目標達成を目指し、普及啓発を進めます。	○	
		足立区バリアフリー推進計画に、区民一人ひとりの配慮を必要とする「心のバリアフリー、心のユニバーサルデザインの機運の醸成」について指針が示されている。		令和6年4月から事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されることに伴い、今後、企業や店舗の施設管理者に対して高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等の要望を取り入れ、バリアフリー化の推進に努めるよう働きかけます。	○	○